

平成 29 年 9 月 27 日

高知県経営者協会
会長 竹内 康雄 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

特に高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでいる中で、活力ある社会を築いてゆくことが必要です。また、最近雇用情勢が好転し、人手不足の状態となり、人材の確保・定着が課題となっています。これら課題解決のためにも、「働き方改革」を推進し、魅力ある職場を作っていくことが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。

そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。

これまでも貴会には、会員企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し、格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、会員企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

高知労働局長 園田 智幸